



# 埼玉県報

第 2906 号  
平成 29 年(2017 年)  
6 月 6 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(子ども女性安全対策課)

### 告示

- 埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム課)
- (仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書の縦覧(環境政策課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 矢来用水堰土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 矢来用水堰土地改良区の土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更の認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示(住宅課)
- 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)

平成 29 年(2017 年)6 月 6 日

- 埼玉県立浦和高等学校ほか 34 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか 33 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 一般国道 125 号の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）

## 規 則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月6日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年埼玉県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 公安委員会は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を本部長に委任する。

- (1) ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- (3) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (4) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項に規定する意見の聴取
- (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (6) ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分
- (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) 第6号に掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
- (9) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等

第3条に次の1項を加える。

3 公安委員会は、ストーカー規制法第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

- (1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知

- (3) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タワー
- 5 契約金額  
114,863,702円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、埼玉県から鶴ヶ島市の区域内において行われる（仮称）圏央鶴ヶ島インタ―チェンジ東側地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 関係地域が所在する市町村

鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市

#### 二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

##### イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

川越市環境部環境政策課

狭山市環境経済部環境課

坂戸市環境産業部環境政策課

日高市市民生活部環境課

##### ロ 期間

平成二十九年六月六日（火）から平成二十九年七月六日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県入間市向陽台二丁目一番四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



# 別図



## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十一号

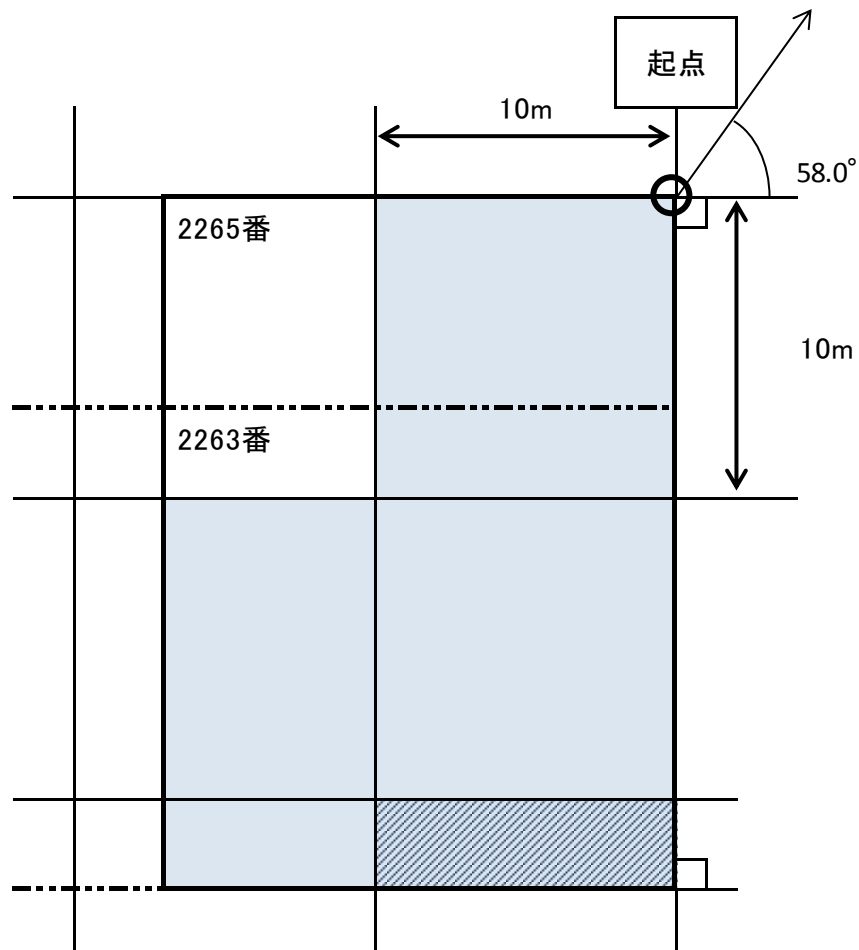
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第七百五十一号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百六十三番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
土壌汚染状況調査の追完

別図



【起点】  
起点は、北緯35° 49' 東経139° 40' の地点とする。

【格子の回転角度(58.0°)】  
起点を通り東西方向および南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

----- : 地番境

□ : 調査対象地

■ : 要措置区域

▨ : 要措置区域としての指定を解除する区域

## 告示

### 埼玉県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二八九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二八九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）建物内地下駐車場 午前九時四十五分から午後九時十五分

タイムズ新所沢第2駐車場 午前零時から翌午前零時

タイムズ新所沢松葉町第2駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）建物内地下駐車場 午前九時四十五分から午後九時十五分

タイムズ新所沢駅前 午前零時から翌午前零時

タイムズ新所沢第7 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十六か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

平成三十年一月二十三日

#### ニ 届出年月日

平成二十九年五月二十二日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年六月六日から平成二十九年十月六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年六月六日から平成二十九年十月六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 松岡進	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

520,257,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第1号に該当



# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

74,520,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

116,640,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第  
1項第1号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
矢来用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名  
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	大塚武男	埼玉県東松山市大字下野本九百三十一番地
同	関政一	同 同 下野本九百番地二
同	飯嶋尚夫	同 同 上野本千七百十二番地
同	小峯榮	同 同 今泉二百九十三番地一
同	都築靖夫	同 同 下野本千三十五番地
同	柴生田実	同 同 下押垂二百五十五番地一
同	中嶋正雄	同 同 下野本千六百九十二番地一
同	澤畑実	同 同 上押垂百七十一番地一
同	浅見明	同 同 比企郡川島町大字長楽二百七十三番地
監事	川嶋春雄	同 同 東松山市大字今泉百十四番地一
同	杉浦勉	同 同 下野本九百五十二番地四十六
同	加藤明義	同 同 下野本七百七十五番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	春山武光	埼玉県東松山市大字上押垂百二十四番地
同	杉浦喜一	同 同 下野本千三十七番地三
同	青木茂	同 同 下押垂二百七十九番地一
同	吉原利一	同 同 下野本七百九十五番地
同	加藤道夫	同 同 下野本七百七十六番地二
同	馬場利行	同 同 今泉六百七十二番地
同	飯嶋徳造	同 同 上野本千七百三十七番地
同	中嶋英雄	同 同 下野本七百三番地
同	大野和男	同 同 比企郡川島町大字長楽二百七十四番地
同	丸山俊一	同 同 東松山市大字下野本九百二十二番地
同	川嶋富夫	同 同 今泉百五十二番地一

同

杉浦

勉

同

同

同

下野本九百五十二番地四十六

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇九の二

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十九年六月二日認可した。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

矢来用水堰土地改良区

### 二 事務所の所在地

東松山市



## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十号

平成二十八年埼玉県告示第千五百六十九号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及びこれに併設されている店舗並びに埼玉県特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気

予定使用電力量11,499,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

239,695,595円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気

予定使用電力量12,906,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

257,872,253円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気

予定使用電力量12,155,100キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

246,141,239円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日



# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気

予定使用電力量11,489,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

238,864,583円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気  
予定使用電力量8,135,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号

5 落札金額

183,702,137円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気  
予定使用電力量4,447,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦  
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

出光グリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号

5 落札金額

84,861,599円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	百二十五号
供用開始の区間	熊谷市佐谷田字飯塚一四二四番二地先から 同市佐谷田字飯塚一四二九番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十九年六月六日
備考	平成二十七年十月二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四六・七〇メートル



## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第五条から第七条まで」を「第六条から第八条まで」に改める。

第十九条を削る。

第十八条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項第一号中「第九条第一項第一号イ」を「第十条第一項第一号イ」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項第一号イ中「別記様式第九号」を「別記様式第二十九号」に、「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に、「第三百三十四条」を「第三百三十四条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同号口中「第十七条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に、「第十条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十四条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第二条第六項第二号」を「第二条第九項第二号」に、「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一号及び第二号中「第二条第六項第一号」を「第二条第九項第一号」に改め、同条第三号中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同

条を第七条とし、第五条を第六条とし、第二一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(要配慮個人情報)

第二条 条例第二条第四項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。